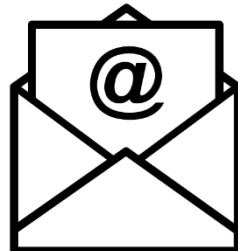


“



# 業者登録申請での メールアドレス登録で 電子契約がもっと便利に

※登録は任意です

メリット  
いろいろ



メールアドレス登録あり

メールアドレス登録なし

契約方法



原則、電子契約

※契約時に申し出ることで  
紙契約への変更も可能。



電子契約か紙契約を選択

※電子契約を希望する場合、  
電子契約利用申請書を提出

電子契約  
利用申請書



作成不要



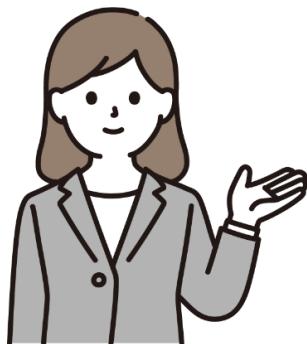
毎回、案件ごとに作成が必要  
作成に時間がかかる



## ⚠ ご注意ください ⚡

- ▶ 登録できるメールアドレスは1つです。
- ▶ 契約締結権限のあるメールアドレスとなるため、事務担当者のメールアドレスは登録できません。
- ▶ 上記の運用は令和8年4月1日以降に公告等を行う案件から対象となります。
- ▶ 業者登録申請締切日以降にメールアドレスの新規登録を希望する、又は、登録内容の変更を希望するには業者登録変更届が必要です。

# 電子 契約 のススメ

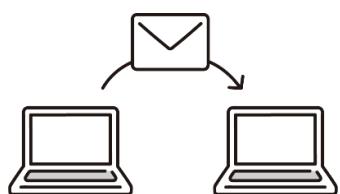


準備は簡単！ インターネット環境とメールアドレスがあれば利用OK



## 3つのメリット

### 来庁不要



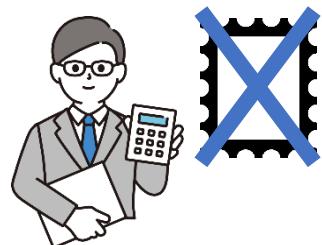
来庁の手間が減り  
より早く契約が  
締結できます。

### 事務効率化



ペーパーレス化で  
契約書の印刷・製本  
作業が減ります。

### 印紙不要



会社の経費節減に  
つながります。

※電子文書に印紙税は課税され  
ません。

詳しくは姫路市 HPへ



姫路市契約課  
☎ 079-221-2237

姫路市 電子契約



<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>

